

不祥事根絶のための校内ルール

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、全ての教職員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、教育に取り組む集団でありたいと強く願っています。

そのために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして先生方自身を守るための最低限のルールです。

○生徒に関する事項

- ・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・生徒への指導及び相談等を行う際は、原則として複数名で対応する。個別の指導や面接など、やむを得ず1対1での対応が必要な場合は、どこで誰と何を話すのか、事前に管理職等に伝える。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- ・生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等でやり取りをする場合は、複数の目が入るようにする。

○飲酒に関する事項

- ・生徒引率中に飲酒はしない。
- ・酒席会場には、原則として自家用車等（自転車を含む）では参加しない。

○個人情報に関する事項

- ・個人情報を大切に管理し、個人情報を含む書類を送付する際は、必ず複数名で作業する。

○公金等の処理に関する事項

- ・徴収した現金は速やかに納金し、公金の管理は複数の職員で行う。

○その他

- ・地方公務員として常に意識して行動し、服務規律を遵守する。